

中国会計・税務実務ニュースレター

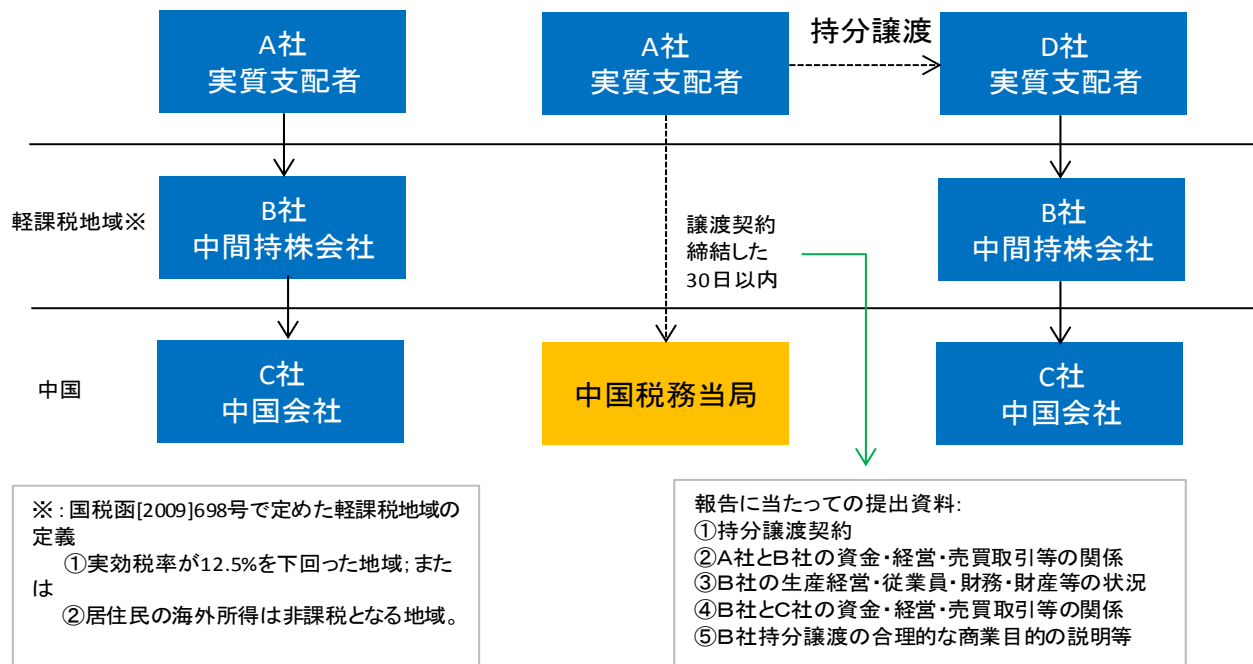
今回のテーマ： 中国子会社持分の間接譲渡における留意事項

オフショア会社を利用した間接持分譲渡における中国租税回避の阻止

日本企業が中国投資の中間持株会社としてケイマン、VBI等タックス・フリー地域や軽課税地域にオフショア会社を設置するケースが見受けられます。

オフショア会社を利用した間接持分譲渡における中国租税回避を阻止するために、海外投資者（実質支配者）が軽課税地域にある海外持株会社を利用して中国企業の持分を間接譲渡する際に、所轄税務当局に報告する義務が定められました（国税函[2009]698号第5条）。また、海外持株会社を利用した持分の間接譲渡に際して、合理的な商業目的が見られず、組織再編スキームの濫用による所得税納税義務回避目的が認定された場合には、所轄税務当局は当該海外持株会社の存在を否認することができる旨が明示されました（国税函[2009]698号第6条）。問題となりうる間接譲渡取引については下記設例をご参照ください。

設例



上記設例のように、実質支配者であるA社が中間持株会社B社の持分を譲渡することは中国会社C社持分の間接譲渡に該当します。B社が軽課税地域にある場合には、持分譲渡の商業目的の合理性を立証するために、A社には中国税務当局に報告資料を提出する義務が課されます。B社の存在が中国の税務当局に否認された場合には、B社の持分譲渡はA社による中国会社C社の持分譲渡とみなされ、当該取引によって発生する所得は中国源泉所得となり課税対象となります。

また、中国税務当局からA社に対して、“B社所在地の実効税率の立証”、“間接譲渡の合理性の立証”等に対する、膨大な資料提出が要求されるなど、事務処理上もA社が多大な負担を被る可能性が生じます。

以上のように国税函[2009]698号の内容には、外国企業にとって、中国国内における組織再編のみならず、グローバル的な組織再編にも影響する項目があるため、中国にある子会社等の事業再編を行う際には、周到的なストラクチャリング及びドキュメント整備等が不可欠となります。

また、国税函[2009]698号は、2008年1月1日に遡及して適用されるため、2008年度以降に行われた中国現地企業を絡む事業再編について、遡及的に税務リスクを検討し直すことが必要となります。